

## 研究成果実用化促進事業費補助金交付要綱

19農会第1212号  
平成20年3月31日  
農林水産事務次官依命通知

- 第1 農林水産大臣は、研究成果実用化促進事業を行うため、研究成果実用化促進事業実施要綱（平成20年3月31日付け19農会第1210号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）に基づき、研究成果実用化促進事業に要する経費に対し、予算の範囲内において、当該事業を行う者に補助金を交付するものとし、その交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）及び農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。
- 第2 第1に規定する事業に要する経費及び補助率は、別表に定めるとおりとする。
- 第3 適正化法第5条、適正化法施行令第3条及び規則第2条の規定に基づく申請書の様式は、別紙様式第1号のとおりとし、正副2部を農林水産大臣に提出するものとする。
- 2 補助事業者は、1の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。
- ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合については、この限りでない。
- 第4 規則第2条の規定に基づく申請書の提出時期は、毎年度農林水産大臣が別に定める日までとする。
- 第5 補助事業者は、規則第3条第1号イ又はロの規定に基づき、農林水産大臣の承認を受けようとする場合には、別紙様式第2号の補助事業変更承認申請書正副2部を農林水産大臣に提出しなければならない。
- 第6 規則第3条第1号イ及びロの農林水産大臣が定める軽微な変更は、別表の重要な変更の欄に掲げる変更以外の変更とする。
- 第7 補助事業者は、規則第3条第2号の規定に基づき農林水産大臣の指示を求める場合には、補助事業が予定の期間内に完了しない理由又は補助事業の遂行が困難となった理由及び補助事業の遂行状況を記載した書類正副2部を農林水産大臣に提出しなければならない。

第8 適正化法第12条の規定に基づく報告は、補助金の交付の決定に係る年度の各四半期（第4・四半期を除く。）の末日現在において別紙様式第3号の補助事業遂行状況報告書を作成し、当該四半期の最終月の翌月末までに正副2部を農林水産大臣に提出するものとする。ただし、農林水産技術会議事務局長が別に定める概算払請求書をもって代えることができるものとする。

第9 規則第6条第1項の規定に基づく実績報告書の様式は、別紙様式第4号のとおりとし、正副2部を農林水産大臣に提出するものとする。実績報告書の提出の期日は、補助事業の完了の日から起算して一箇月を経過した日又は補助金の交付の決定があった年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までとする。

2 補助事業者は、第3の2のただし書に定めるところにより交付の申請を行った場合において、1の実績報告書を提出するに当たって当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった時には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 補助事業者は、第3の2のただし書に定めるところにより交付の申請を行った場合において、1の実績報告書を提出した後に、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税相当額が確定した時には、その金額（2の規定により減額した場合は、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別紙様式第5号により速やかに農林水産大臣に報告するとともに、農林水産大臣の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

第10 適正化法施行令第13条第4号の規定に基づく農林水産大臣が定める財産は、1件当たりの取得価格又は製造価格が50万円以上の機械及び器具とする。

第11 補助事業者は、適正化法第22条の規定に基づき、農林水産大臣の承認を受けようとする場合には、別紙様式第6号の財産処分承認申請書正副2部を農林水産大臣に提出しなければならない。

第12 規則第3条第4号に規定する帳簿及び証拠書類又は証拠物は、当該補助事業が終了した年度の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。

別表（第2、第6関係）

経 費	補 助 率	重要な変更
<p>実施要綱第2に定める事業の実施に要する次に掲げる経費</p> <p>1 研究開発費            研究実施機関が実施要領に基づいて行う研究の実施に必要な次の経費            (1) 直接経費            ① 研究員費            ② 備品費            ③ 試験研究費            ④ 研究委託費            (2) 一般管理費            研究委託費を除く直接経費に対し15%を上限とする。</p>	<p>定 額</p>	<p>【経費の配分の変更】</p> <p>1 経費の欄に掲げる1及び2の経費の相互間における増減            2 経費の欄に掲げる1の(1)及び(2)の経費の相互間における増減            3 経費の欄に掲げる1の(1)の①から④までの経費の相互間におけるそれぞれの経費の30%を超える増減</p> <p>【事業の内容の変更】</p> <p>1 研究課題の変更            2 研究の実施場所の変更            3 主任研究員の変更            4 事業の内容に基本的な影響を及ぼす機械及び器具の変更（能力に関する変更を含む。）</p>
<p>2 実用化支援費            実用化支援機関が実施要領に基づいて行う研究成果の実用化の支援に必要な経費</p>	<p>定 額</p>	

別紙様式第1号（第3の1関係）

〇〇年度 研究成果実用化促進事業費補助金交付申請書

番 号  
年 月 日

農林水産大臣殿

住 所  
機 関 名  
代表者氏名 印

〇〇年度において、下記のとおり研究成果実用化促進事業を実施したいので、研究成果実用化促進事業費補助金交付要綱第3の1の規定により補助金 〇〇〇〇〇〇〇 円の交付を申請します。

記

- 1 研究課題名
- 2 研究の目的  
(研究の背景、社会的・技術的問題点及びその対応策、研究課題の特徴等を概説すること。)
- 3 研究の内容  
(研究実施機関にあつては(1)、実用化支援機関にあつては(2)について記載すること。)
  - (1) 研究の実施に必要な事業
    - ア 基礎成果の概要  
(基礎成果の開発担当機関の名称及び研究内容等を記載すること。)
    - イ 研究の内容  
(研究項目、材料、方法等を具体的に記載すること。)
    - ウ 期待される成果  
(本事業を実施することにより、どの程度の成果が期待されるか等について具体的に記載すること。)
    - エ 研究の実施場所  
(2か所以上に分かれる時は、すべて記載すること。)
    - オ 研究担当者の氏名及び略歴  
(主任研究員、研究員について記載すること。)
  - (2) 研究成果の実用化支援に必要な事業（又は研究成果の実用化支援に必要な事業の結果）  
(現地指導、推進会議、成果報告会の開催運営等について具体的に記載すること。)

4 経費の配分

区 分	補助事業に要する経費（又は補助事業に要した経費）	負 担 区 分		備 考
		国庫補助金	自己資金	
1 研究開発費	円	円	円	
（1）直接経費				
①研究員費				
②備品費				
③試験研究費				
④研究委託費				
（2）一般管理費				
2 実用化支援費				
計				

5 事業の完了予定年月日（又は事業の完了年月日）

6 収支予算（又は収支精算）

（1）収入の部

区 分	本年度予算額 （又は本年度 精算額）	前年度予算額 （又は本年度 予算額）	比 較		備 考
			増	△減	
1 国庫補助金	円	円	円	円	
2 自己資金					
計					

(2) 支出の部

区 分	本年度予算額 (又は本年度 精算額)	前年度予算額 (又は本年度 予算額)	比 較		備 考
			増	△減	
1 研究開発費	円	円	円	円	
(1) 直接経費					
①研究員費					
②備品費					
③試験研究費					
④研究委託費					
(2) 一般管理費					
2 実用化支援費					
計					

- (注) 1 各費目の細目ごとに具体的に記載し、備考欄には経費積算の基礎等を記載すること。  
2 備品費により購入する(購入した)機器等ごとにその員数、単価、型式等を整理し、別表として添付すること。  
3 計の備考欄には、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「減額した金額」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「税額含」と記入すること。

7 他の補助金等との関係

当該補助事業に関連して他の補助金等の交付を申請し、又は交付を受けている場合、その補助金等の名称、申請額(交付額)及び申請(交付)の相手方を記載すること。

8 添付書類

- (1) 機器等の管理運営に関する規定又は要領
- (2) 申請者の営む主な事業を記載した書類
- (3) 申請者の資産及び負債に関する事項を記載した書類
- (4) その他必要な書類

別紙様式第2号（第5関係）

〇〇年度 研究成果実用化促進事業変更承認申請書

番 号  
年 月 日

農林水産大臣殿

住 所  
機 関 名  
代表者氏名

印

年 月 日付け 第 号をもって補助金交付決定の通知があった研究成果実用化促進事業について、下記のとおり変更したいので、研究成果実用化促進事業費補助金交付要綱第5の規定に基づき申請します。

記

(注)記の記載要領は、別紙様式第1号の記の様式に準ずるものとする。この場合において、同様式中「研究の目的」を「変更の理由」と書き換え、補助金の交付決定により通知された事業の内容及び経費の配分を容易に比較対照できるよう変更に係る部分についてのみ二段書きとし、変更前のものを括弧書きで上段に記載すること。また、添付書類については、交付申請書に添付したものに変更があった場合についてのみ添付すること。



別紙様式第4号（第9の1関係）

〇〇年度 研究成果実用化促進事業実績報告書

番 号  
年 月 日

農林水産大臣殿

住 所  
機 関 名  
代表者氏名 印

年 月 日付け 第 号をもって補助金交付決定の通知があった研究成果実用化促進事業について、下記のとおり実施したので、研究成果実用化促進事業費補助金交付要綱第9の1の規定によりその実績を報告します。

（なお、併せて補助金の精算額 円の交付を請求します。）

記

（注）記の記載要領は、別紙様式第1号の記の様式に準ずるものとする。また、添付書類については、各事業費の根拠となる支払経費ごとの内容を記載した資料又は帳簿の写しのいずれかを添付すること。このほか、補助金交付申請書又は補助事業計画変更承認申請書に添付したのから変更があったものについては、必要書類を添付すること。

別紙様式第5号（第9の3関係）

〇〇年度 研究成果実用化促進事業  
仕入れに係る消費税等相当額報告書

番 号  
年 月 日

農林水産大臣殿

住 所  
機 関 名  
代表者氏名  
印

年 月 日付け 第 号をもって補助金交付決定の通知があった研究成果実用化促進事業について、研究成果実用化促進事業費補助金交付要綱第9の3の規定により下記のとおり報告します。

記

- |  |   |   |
|--|---|---|
| 1 適正化法第15条の補助金の額の確定額<br>( 年 月 日付け 第 号による額の確定通知額) | 金 | 円 |
| 2 補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額                      | 金 | 円 |
| 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額              | 金 | 円 |
| 4 補助金返還相当額（3－2）                                  | 金 | 円 |

(注) 参考となる資料を添付すること。

別紙様式第6号（第11関係）

研究成果実用化促進事業財産処分承認申請書

番 号  
年 月 日

農林水産大臣殿

住 所  
機 関 名  
代表者氏名 印

研究成果実用化促進事業費補助金により取得した財産について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条の規定に基づき、下記により処分したいので、承認されたく申請します。

記

- 1 処分発生の理由
- 2 処分の方法（売払いにあつては、売渡見込価格を記載のこと。）
- 3 処分しようとする財産の概要
  - （1）財産の名称、型式等
    - ア 名 称
    - イ 型 式
    - ウ 数 量
    - エ 耐用年数
  - （2）財産の現状（破損等の状況、使用の状況等詳細に記載のこと。）
  - （3）財産の取得
    - ア 取得（製造）年度
    - イ 取得（製造）価格
    - ウ 補助金額及び補助率
- 4 その他参考事項  
耐用年数及び残存価格等
- 5 添付書類  
処分しようとする財産の設計図等